

総合口座

令和8年1月26日現在

1. 商品名 (愛称)	● 総合口座
2. 販売対象	● 個人のみ ※ 営業性預金の取扱いはできません。 ● お1人1店舗1口座
3. 対象預金科目	● 普通預金、定期預金、積立型定期預金（別冊通帳）
4. 普通預金取引	● 普通預金の商品概要説明書にてご確認ください。
5. 定期預金取引 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 種類 (5) 口数 (6) 継続方法 (7) その他	● 各定期預金取引に準じます。 ● 1万円以上 ● 定期預金の種類により、別途、預入金額の制限がある場合がございます。 ● 1円単位 ● 自由金利型定期預金（スーパー定期） ● 期日指定定期預金 ● 変動金利定期預金 ● 自由金利型定期預金（大口定期預金） ● 8口（定期預金通帳別冊の発行により、8口以上の預入も可能です） ● 自動継続扱いとなります。 ● 元金継続または元利継続がご選べるいただけます。 ※ 商品内容によっては、選択できない場合がございます。 ● 各定期預金の商品概要説明書にてご確認ください。
6. 自動融資 (当座貸越)	● 普通預金について、その残高をこえて払戻の請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、下記預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、払戻または自動支払いをします。 ● 未成年者の方は、自動融資はご利用いただけません。 (成年に達した時に自動的に自動融資が可能となります。)
(1) 担保預金	● お通帳にセットされた定期預金 ● 積立型定期預金（うるおい・元気ですくすく） ※ 総合口座担保とした口座のみ
(2) 貸越極度額 (限度額)	● 担保定期預金の合計額の90%（100円未満は切り捨てます）、または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
(3) 貸越利率	● 貸越金の担保となっている定期預金ごとに、その約定利率に年0.5%を加えた利率とします。 ※ 期日指定定期預金の場合は、「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率とします。 ※ 変動金利定期預金の場合、半年毎に変動する約定利率+0.5% (通帳記載の利率と異なる場合があります) ※ 優遇利率を含む商品については、該当商品の商品概要説明書にてご確認ください。
(4) 担保差入れの 順序	● 総合口座定期預金が複数口ある場合は、その貸越利率の低いものから順次適用します。 ● 貸越利率の低いものから順次担保とします。

<p>(5) 貸越利息の 支払時期・ 方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。 ● 担保となる定期預金の残高がゼロになった場合、または総合口座の解約時には、その時点でお支払いいただきます。
<p>(6) 貸越金のご返済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 普通預金へのご入金または振り込まれた資金(受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済に充当します。 ● 返済順序は、定期預金担保のうち、貸越利率の高いものからとなります。
<p>(7) 当座貸越 極度額オーバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年2月、8月の元加日に貸越利息が発生した場合、貸越極度オーバーが発生することがあります。当座貸越極度額を超えた場合、極度オーバー部分については、年9.5%の貸越極度オーバー利率を適用します。 ● 当貸極度額を超えたまま6か月経過した場合は、総合口座取引規程により貸越金額と定期預金元金を相殺します。(定期預金を支払し貸越金に入金します)
<p>7. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● キャッシュカードによるお取引は、そのお取引に応じて手数料がかかることがあります。(他行ATM利用等)
<p>8. 付加できる 特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取および公共料金・クレジットカード等の自動支払に利用できます。 ● マル優適格の方はマル優のお取り扱いができます。
<p>9. 中途解約時の 取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期預金を中途解約する場合は、各定期預金の取扱に準じます。
<p>10. その他 参考となる事項</p>	<p>※ファースト・トリオ総合口座通帳は、平成26年9月30日をもちまして新規発行(繰越含む)を終了いたしました。平成26年10月1日より「総合口座通帳」と「貯蓄預金通帳」の2冊に分離しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合口座(決済用普通預金)への切替が可能です。(窓口までお申し出下さい)
<p>11. 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
<p>12. 預金保険制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。